五所川原町報

北津軽郡五所川原町
発行所　五所川原町役場
電話（二八番　三二八番　三二九番）
発行兼編集人　庶務課　廣報係
印刷所　陸奥印刷株式会社

—白い羽根—
赤十字募金につき御礼

五所川原町赤十字募金委員會

此の度町内の皆さんに御願い申上げた社會福祉事業に使用する赤十字募金は、町内皆さんの御援助と募金委員の御努力により前年通り大變良い成績で、目標額を三割以上も超過するものと思はれます。誠に有難く感謝致します。

募金實績高は左記の通りで未だ二ケ町内から來ていませんが、近日中完納の予定であります。

昭和二十七年度
赤十字募金實績調
（六月三日現在）

名	募金額
榮町	三、二五〇円
田町	一一、九〇五
元町	四、八三〇
新町	八、四二〇
本町	一一、三一〇
川端町	六、一三〇
布屋町	九、三〇〇
弥生町	二、七〇〇
東町	一〇、一一〇
大町	七、七四〇
寺町	六、〇七〇
岩木町	四、七六五
錦町	二、五八〇
柏原町	四、二二〇
幾嶋町	三、三三〇
上平井町	三、六九〇
平井町	四、六七〇
中平井町	一一、七〇〇
敷嶋町	九七〇
旭町	一、七三〇
元町	二、六二五
更生街	三、四三八
柳町	四六〇
更生街	六三〇
柳町	一五〇
鎌谷町	〃
幾嶋町	募金中
縣營住宅	〃
新宮町	〃
縣營住宅	〃
引揚住宅	〃
新宮町	〃
下平井町	〃
△街頭募金	
五所川原中學校	一一、三八〇
五所川原高等學校	三、九一〇
五所川原農林高等學校	九、一九六
以上	

町立病院の進渉状況について

國民健康保險運營委員會

昨年十一月二日町議會に於て町移管を議決されてから、起債、醫師の交渉等様々な事情のため延々になつし、婦人科、内科等も近日て居ります町立病院に付いては、町民の皆様に於いても多大の關心を寄せて居る事と存じます。

其の後、理事者、運營委員一体となつて局面打開に努めた處、やうやく明るい見透しがつき、院長には弘大副島外科菊池博士が決定中に決定する運びとなりました。

何よりも力強く感じてゐるのは、弘大病院が全面的に應援して下さる事で御座います。

其の他附帯工事、器具の購入等も着々進み、遅くも八月上旬には開業出來る予定で御座います。

醫療費が吾々の生活上非常に大きい負擔になつている現在、五割給付を實施し社會保障制度の趣旨に添つて運營したいと考へて居ります。

町民各位に於かれては、吾々の病院を育てて下さる御氣持ちで、何分の御協力をお願ひ申します。

尚詳しいことは逐次町報を借りて御報告いたします

我が町の人口
（五月末日現在）

人口　一二、六一八
世帯數　二、五八六

・（人事異動）・

国民健康保險課
保健婦　山本ミネ
依願退職　（五月十日付）

生法による営業届出について

食品衛生法施行規則の改正により左記の營業者は營業報告を出さなければなりませんので、六月二十日まで五所川原保健所い印鑑持參の上お出で願います。

記

精粉業、精穀業、製めん業、酒類製造業、みそ醤油製造業、ソース、食酢、ケチャップその他調味料製造業、こんにやく製造業、納豆製造業、漬物製造業、青果市場業、乳製品又はその類似品の販賣業（バターチーズ）水産物の塩辛加工製造業、ハムベーコン、ソーセージ又はその類似品の販賣業、トコロてん製造業、菓子販賣業（パン販賣業を含む）そう菜販賣業（副食物の類）添加物として用いられる科学的合成品及びこれを含む製剤の製造業又は販賣業、器具又は容器包装の製造業、おもちや製造業又は卸賣業。　以上

食品衛

不明の点は直接保健所へ問合せ下さい。

（保健所より）

麦類の統制廃止さる

六月一日より麥及麥製品の統制が廢止され、自由販売となりました　現在のクーポン券は無効となります

馬の流行性脳炎予防注射實施

今年第一回の流脳豫防注射を來る六月二十三日午前九時より午后一時まで役場裏で實施致します。

理由なくして怠ると罰則の適用を受けることがありますから當日洩れなく實施しましよう。

馬主さんの御協力を望みます。

火災警報信號を御存知ですか

消防署

去る五月十二日から三日間連日火災警報が發令され、新聞・ラジオで聞き驚かされたことでしよう。

当消防署でも必死となつてスピーカーで町内の皆様に火災や防への關心を喚起しそれと同時に火災警報の掲示旗を望樓に掲揚して居ります。

參考迄掲示旗をお知らせ致します。

△掲示旗の形状

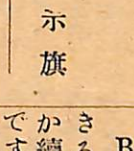

心用の火・前る出・前る寝

◇各家庭では必ず防火用水を備付けましよう。

火の元には充分御注意下さい。

BCGのはなし

BCGは結核の予防注射です

まだ結核がうつていない人に注射して、結核に對する免疫をつけようというのです。ツベルクリン反應が陽性の人にはBCG注射の必要はありません。

BCGのきき目

ツベルクリン反應が陰性のうちにBCGを注射しておきますと、そのあとで結核がうつつても大抵は無事に濟みます。運悪く結核になつてもたちがよく、治りやすいのが普通です。

BCGはすばらしい効果がありますが、それでも絶對的なものではありません。

BCGは一度だけでよいか

BCGの注射によつてできる免疫は、一年ぐらいしか續かないことが多いものですから、やりつぱなしではいけません。なるべく半年おきぐらいにツベルクリンをしらべて、免疫が十分かどうか確かめもし、陰性になつていたらすぐBCG注射をくりかへして下さい。

BCG注射は無害です

生れたばかりの赤ちやんに注射しても大丈夫です。間違つてツベルクリン反應が陽性である人に注射しても、そのため結核になるなどということは絶對にありません。注射のあとにニキビのようなものができることがありますが、それは免疫ができた証據ですから心配ありません。

もしキズになつたらマーキュロをぬつておいて下さい、ペニシリン軟膏をぬるのもよいでしよう　まためつたにないことですが、注射あとがひどくうんだりした時はお醫者さんにみてもらいましよう　必ず治ります。

BCGを注射したあとは…

注射のあとをもまないよう又黴菌が入らないよう清潔にしておきましよう　仕事をしても學校へ行つても運動をしても、大丈夫痛んだり熱が出たりすることはありません

コンクリート舗装実施

田町の一部から新町、本町に至る縣道延七百米巾五米五〇を六月中旬より九月下旬まで工事實施することになります道路交通上支障あり、これが區間持に車馬交通の御協力を願います。

住民登録法制度!!

昨年六月八日公布された住民登録制度は來る七月一日から施行されるので、その概要を申し述べます

なぜこの制度が生れたか

政治をする上にはそれぞれの市町村に住む人の數と男女の別、氏名、生年月日などがはつきり分つていなければなりません。このため明治四年に戸籍制度ができ、町の住民は全部戸籍簿に登載して、その登記した場所を本籍としたのであります。

それから數十年經過するうちに、最初定めた本籍地から他市町村に轉住する人が多くなり、明治末には本籍地と居住地が別な人が澤山できて、住所の調査とか人口をつかむ上に非常に不便になつたので、大正三年に寄留法が制定になり、本籍地外に住んでいる人は寄留届をすることとなり、市町村では戸籍簿と寄留簿の二つで、住民の數や氏名などを知ることができるようになりました。

ところがこれもまた手續が面倒なのと、しなくとも余り不便を感じない等のために、年がたつにつれて次第に勵行されなくなり、今では印鑑證明、子供の入學、財産登記等に必要なときの外は届出を怠り勝になり、それによつて住民の實態をつかむことが困難になつたのであります。

昭和十五年頃から配給制度實施の心要上世帶台帳をつくつてありますが、この台帳は法律できまつたものでなく、また本人の申告だけを基礎にしているため誤りもあるので、これを行政の基礎として完璧を期することは、できないのであります。

これまでのように、配給關係の人口は配給係で、選擧關係の人口は選擧管理委員會で、統計人口は統計係でというように、別々に調査しては事務的にも、人的にも不經濟であるので、これを一本にして確實な公証資料をつくり、行政を適正簡易に處理し、また住民の居住關係を法的に證明し、日常生活の利便を圖るため住民登録法が制定されたのであります。

この制度の概要

①住民票の作成

市町村はその區域内に住所を有する住民全部について、世帶毎に住民票をつくり、これに世帶員の氏名、生年月日、性別、續柄、本籍、住所、及び住所を定めた年月日等を記入します。市町村は届出事項に間違いがないかを確めるため、本籍地に照會して若し間違つておれば訂正します。其後世帶員の増減、住所の變更その他住民票の記載事項に異動があつたときは、その度毎に届出をしてもらつて、住民票の記載事項を更正することになります。

②届出事項の調査

正確な住民票をつくるには、届出が眞實でなければなりませんので、若し届出に疑いがあるときは市町村の係員が調査し、届出人やその他の關係人に必要なことを質問したり、文書を見せてもらつたりすることがありますから、その時に陳述を拒否したり、うそをいつたりすると罰せられることになつております。

③戸籍との關連

本籍地では居住地の市町村から通知が來ると、戸籍と照合して相違の点はその旨を通知し、一戸籍毎に本籍、筆頭者、氏名の外、この人はいつから何處に住んでいるということを記入した、戸籍の附票をつくります。又戸籍に移動があつたときは本籍地から住所地の市町村に通知するので、住民票の記載事項を更正して常に戸籍と符合するようになつています。日本國民であれば誰でも戸籍簿と住民票の兩方に登載されることになり、住所地ではその人の本籍、氏名生年月日等が正確にわかり、本籍地では住所が直ちにわかるわけであります。

便利な住民票

こうして住民登録が實施されると、住民の數などが正確にわかるし、随つて市町村の行政事務が簡素化され、能率のよいサービスが提供されるわけで、圖表のように各種の事務は住民票をもとにして迅速正確に處理されるため、全般を通じて經費の節減にもなるのであります　また市町村の住民も簡易なしかも權威のある居住証明、扶養家族証明、印鑑証明、その他いろいろの証明を受けることができるのであります。

また誰でも住民票の閲覧謄本、抄本、記載事項の証明を請求することもできます。そしてこの謄本、抄本は場合によつては戸籍の抄本の代りに利用することもあります

住民登録制度を中心とした市町村行政事務図表

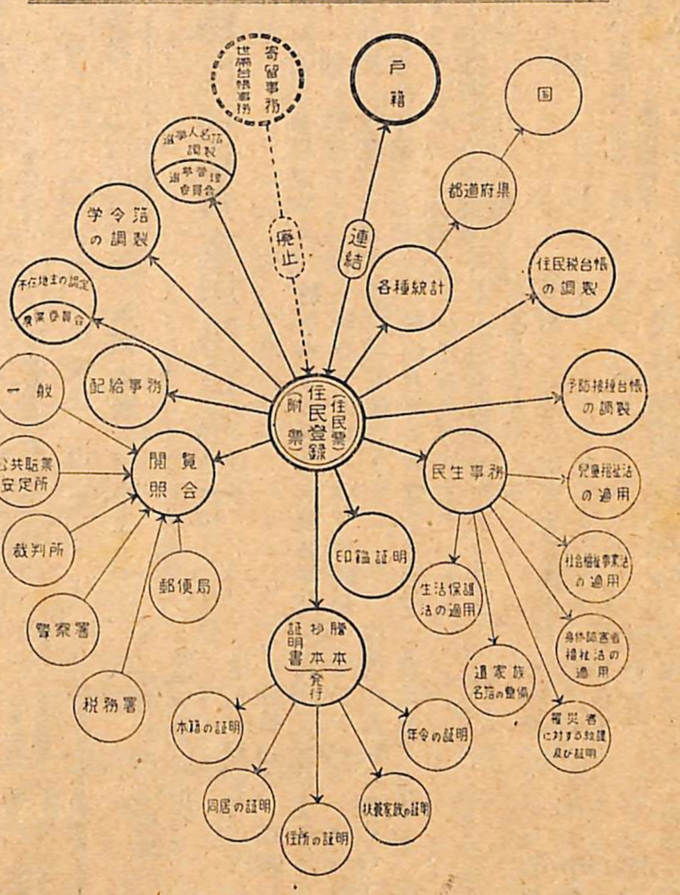

法務府

いよいよ七月一日から

以上で住民登録制度のあらましを述べたことになりますが、このような制度も町民皆さんの御協力が伴わなければ、効用の完璧を期することができないのであります。

次に町民の皆さんへの注意とお願いの事項を擧げてみましょう。

①届出は原則として世帶主が住所地で登録しなければなりません。

②この町に居住している人で本籍が他の市町村にある人は、なるべく戸籍の謄本か抄本（家族の皆んなのことがわかるように）を取りよせておいて下さい。

③此の町に本籍がある人でも、本籍、氏名、生年月日など間違のないよう準備して下さい。

④いよいよ七月一日現在で住民票を作るのですが準備調査のため六月下旬になると、調査員が毎戸へ伺いますから、不審の点は遠慮なく調査員へお聞きになつて、この登録が完全に行われるよう御協力して下さい。

⑤七月一日以後轉出、轉入、轉居、その他登録事項の變更があつたときは十四日以内に必ず役場へ届出して下さい。

公民館行事予定

（六月十二日以後の分）

宗教講座　十四日　午後七時

文藝講演會　十六日　午後一時　講師　木俣修先生

考古學會　二十日　午後八時

國連支部會　二十四日　午後八時

詩話會　十八日　廿八日晩

經濟講座　二十五日の豫定　講師　波多江久吉先生

書道研究會　毎金曜晩

日曜學校　毎日曜　午前九時

告知板

△ゴミ運搬豫定表（六月十二日以後の分）

十二日　（下平井町　中平井町）
十三日　（平井町　上平井町）
十四日　（柏原町　幾島町）
十六日　（新宮町　錦町）
十七日　錦町
十八日　更生街
十九日　元町
二十日　（栄町　田町）
二十一日　新町
二十三日　本町
二十四日　東町
二十五日　布屋町
二十六日　（彌生町　鍛谷町）
二十七日　（柳町　岩木町）
二十八日　川端町
三十日　川端町

備考　都合で豫定を變更することがあります。

ゴミ運搬の成績をより以上擧げるため各家庭の御協力をお願いします。

（七月分は告知板で通知致します）

・・・耕作者の届出について・・・

岩木川河畔に畑を耕作して居るお方は至急役場都市計画課までお出下さい。

國有財産使用願を提出しなければ使用出來ないことになつて居ります。

昭和二十七年度 町民税について

昭和二十七年度の町民税賦課に当り、町民各位の御理解と御協力を希求する見地から、本税に對する若干の解説を試みたいと思う。町民税は固定資産税とともに市町村税の大宗をなしているので、その納税者の數に至つては所得割を課することによつて所得税及び法人税の納税者のすべてに均等割を課するものであつて、およそ成年以上の者で普通の社會活動を營んでいるものの殆んどを網羅するものであるから、この税がどのように運營されるかということは、市町村の財政の收入の上からもまた市町村の負担上からも大きな問題の一といえる。

一、納税義務者について

先づ納税義務者の範圍についてであるが、ここでは主として納税義務者の個人について述べることとし、法人等についてはなお後で述べることとしよう。

（一） 住所の認定

地方税法第二百九十四條の規定によつて「市町村内に住所を有する個人」は、所得割及び均等割の納税義務を負うことになつているが、この住所の認定をどうするかということは、一般に納税義務者であるか否かを決定する根本的な問題である。

ここに住所とは、民法第二十一條にいう各人の生活の本據と同意義のものである、しかしながら選擧法等における住所の概念と、地方税法上における住所とは各々の目的及び本來律すべき法律關係を異にするものであるから、必ずしも一致せしめる必要はないものであつて、市町村民税においては、市町村民税の有する應益的性格にかんがみ、その實体的な認定にあたつては市町村施設の受益者であるという地位の決定と、賦課徴收上の便宜をその目的として、本人の日常生活關係、家庭の居住地、財産の所在地、職業等、市町村と直接間接に關連を有する、すべての生活關係を綜合勘案して、客観的にその所在を決すべきものと思う。

しかして住所がいずれに在るかの認定は直ちに納税義務の如何を左右する問題であるだけに、愼重に取扱われなければならぬことは勿論である。

（二） 所得の意義

「前年中において所得を有しなかつた者」には、市町村税は課せられないこととなつているが、この所得について法は何等定義するところがない。兎角所得税法にいう課税総所得金額と同意義のものであるように考へられるのであるが、市町村民税にいう所得は、社會通念を以て決定すべきものであり、総收入金額からその收入を得るために要した經費を控除した金額をいうものであつて、むしろ一般的には所得税法にいう總所得金額と同一の觀念で行きたいと思う。

（三） 老人等の非課税

不具者、未成年者、六十五年以上の者、又は寡婦で前年中において十萬円をこえる所得を有していないものは、市町村民税の納税義務者から除外されているが、たま〳〵農家等において、名目上の所得者が六十五年以上の老人となつている場合など、他の納税義務者との間に負担の不均衡を生ずることとなるが、この場合誰が經營者であるか、誰がその事業に關する法律上の權利義務を歸屬せしめるものであるかによつて認定すべきものであるから事實上困難なことといわざるを得ない、結局この点において同じ課税原則に立つ所得税の納税義務者に據らざるを得ないことになるのではないかと思われる。

次に納税義務者であるか否かの認定は賦課期日（毎年一月一日）現在の状況においてなすものであるからたとえば、賦課期日現在において成年に達しており、前年中において所得を有しておれば、たとえ前年において未成年者であつても、即ちその所得が未成年当時の所得であつても納税義務者となり得るものである。不具者、六十五年以上の者、寡婦等いずれも同様である。なお同居の妻（夫が均等割の納税義務を負わない場合を除く）に對しては均等割を課することはできないこととされている。

二、課税標準について

個人所得割の課税標準には所得税額、課税總所得金額、課税總所得金額から所得税額を控除した金額の三種が規定されており、なお課税總所得金額には所得税法にいう課税總所得金額と總所得金額から基礎控除のみをした金額との二種があるので、結局は課税標準には五種類があるわけであるが、市町村はその市町村の財政上の都合、納税者の所得の状況等を勘案し、そのうちの一を採擇し得ることとなつている。所得割の課税標準をこのように規定している所以のものは所得割はその課税形態上勢い所得税依存の度合の濃いものであるが、市町村にとつては最も大きな收入を委ねられている重要な税目であるので、これが國の所得税政策の如何によつて直ちに左右されるというような附加税的な脆弱性を矯めて、市町村の自律的運營を計らうとするところにあるものである。特に收入の点、納税者數の点であつて所得税の輕減諸控除の引上等に伴つて市町村民税が減收し、納税者數が減少するのを、この課税標準の採擇の市町村に委ねることによつて對處しようとするものである。

ひろく、市町村住民一般に負担せしめ、いわゆる負担分任の精神を税制の上に顯現し、税制の面からも住民をして自治に參画せしめようということの税の趣旨からいつて、納税者數の多くを確保するということは、税收の問題と並んでゆるがすことのできない肝要な問題である。

昨年度における課税標準の採擇状況を地方財政委員會が全國六千市町村の抜取調査したところによると、總所得金額から基礎控除のみをした金額を課税標準としたものが七十二%という大多數で、この面における市町村の自主的運營の程をうかがうことができる。

三、所得割の税率について

個人所得割の課税標準は当所においても昨年度より前項において述べたいわゆる總所得金額から基礎控除のみをした金額を課税總所得金額として採用したが、本年度における所得割は課税總所得金額を左の段階に區分して遞次に各税率を適用して課するのである、なお税率の最高は百分の十に制限されている。

課税總所得金額	税率	控除額
五萬円以下の金額	百分の三・五	○
五万円をこえ八万円以下の金額	〃 四・五	五〇〇円
八万円をこえ十万円以下の金額	〃 五・〇	九〇〇円
十万円をこえ十二万円以下の金額	〃 六・〇	一、九〇〇円
十二万円をこえ十五万円以下の金額	〃 七・〇	三、一〇〇円
十五万円をこえ二十万円以下の金額	〃 八・〇	四、六〇〇円
二十万円をこえ三十万円以下の金額	〃 八・五	五、六〇〇円
三十万円をこえ五十万円以下の金額	〃 九・〇	七、一〇〇円
五十万円をこえ百万円以下の金額	〃 九・五	九、六〇〇円
百萬円をこえる金額	〃 一〇・〇	九、六〇〇円

控除額とは「超過累進率」を適用しているため各段階毎に過剰分が生ずる、この過剰分の總和が控除額であつて、税額計算に用いる數値である、即ち課税總所得金額が五萬円以下の納税義務者の場合は、その金額に税率百分の三・五を乘じた額がそのまま所得割の税額であるが、五萬円をこえ八萬円以下の場合は税率百分の四・五を乘じた額から五百円を控除した額が税額で又八萬圓をこえ十萬圓以下の場合は税率百分の五を乘じた額から九百圓を控除した額が税額である（以下百萬圓までこれにならう）

百萬圓をこえる場合の控除額は九千六百圓にとどめる。

四、所得割の輕減について

前項の納税義務者と生計を一にする配偶者、その他親族が不具者、未成年者、六十五年以上の者又は寡婦（これらの者が前年中において十萬圓をこえる所得を有した場合を除く）である場合においては、納税義務者に課する所得割の額は扶養控除一人につき二百圓を減額した額とする。

五、均等割の税率について

均等割については本來その性格がすべての納税義務者に對して均等一率の額を課することを本質とするものであつて、これによつて市町村財政の一端を分任せしめようとするものである從つて所得の種類又は額によつて不均一の課税をすることは不適当であることは勿論である。

六、申告義務について

申告については前号においても述べた通り市町村内に住所を有する者は毎年四月三十日まで（給與所得者は毎年二月十日まで）に一月一日現在の住所地の市町村長に條例の定めるところによつてそれぞれ申告しなければならない（以下次号）

伝染病
腸チフスを／予防致しましょう

予防注射について

近く腸チフス、パラチフスの予防注射を行う予定で注射量は〇・一CC（ツ反應やBCG注射と同量同方法）で約十日おきに三回で完了となります。

昨年追加免疫（一回）及三回完了した人は今年は一回だけでよく、一人一人が注射することによつて、事前に防ぐことができるのですから、一家揃つて完了されるようおすすめいたします。

環境をきれいにいたしましょう

蠅はいろ／＼なおそろしい病氣をまきちらすもとですから、便所いは時々殺虫剤などをまいて、その発生を防止することが必要です食事の前に手を洗うことや食べものに蠅をつけないようみんなで實行いたしましよう。目のこまかい金網を利用されるのもよい方法です。

―選挙について―

「事物起源」によると、日本で初めて選擧の行はれたのは長崎で、安政元年十一月二十日（今から九十七年前）組頭の入札公選をしたのが初めてであるとかいつてある。

その時は今の選擧とちがつて、被選擧人の名前を書いてそのあとに

「右之者組頭役被仰付
可然奉存候　以上」

と書いて投票したという。しかし投票は代理人でも一向かまわなかつたと書いてある。

明治になつてから第一回衆議院議員の選擧は明治二十三年七月一日である。

世界で一番古い選擧は今からざつと二千四百何年か前の西歴紀元前四百八十八年にギリシャで行はれた陶片追放であるといわれている。これは紙がなかつた時代の事で、薄い小さい素焼のカケラに追放者の名前をかいて投票したものである。

この國民投票はアテネ市でいうと、總投票數が六千票に達すると、今で言うリコールが成立し、最高点者が追放されて十日以内に國外へ退去させられ、十年間退い拂いとなるのである。

この制度の目的は專制政体を排撃し、民主政治の實をあげるためのもので殆んど毎年行われ百年の長い間つづいた。

これに似通つた一つの話は日本にもあつた、千葉市の郊外に千葉寺というのがある、この千葉寺には毎年大晦日の晩に本堂の前に大勢が集り、皆んなお面をかぶり頭を包んで顔を見せないようにして、各自地頭や村長の不正や怠慢をあばいて大聲にののしり合い、そしてその夜にかぎつて、なんとののしられ、いくらあざけられても決して怒ることが出來ないで、大衆に大いに笑われなければならない行事があり、これを「千葉笑い」と言つていた。

それで当時の諸役人は大晦日の「千葉笑い」に笑はれまいとして常に行を愼しみその職にはげんだという。

この「陶片追放」といひ、今の「千葉笑い」といひ、時代に行われてどんなものか知らぬがもし今もこういう行事があつたとしたら

「當選だ、さて
これからの儲け口」

「温泉に、公金
らしい首か浮き」

のような川柳が生まれないでなかろうか。

…次号は（選擧心得）…

畜犬について

犬の登錄をしましよう

昭和二十六年度の鑑札は去る三月三十一日で期間満了になりましたから、犬の所有者は新たに登錄を要します。申請書に手數料參百圓及び印鑑を添え保健所又は町役場へ申込み下さい。

犬の狂犬病豫防注射實施

來る六月二十三日午前九時より午後三時まで町役場裏側において狂犬病豫防注射を行います。犬の所有者は所有犬に洩れなく豫防注射を實施して下さい。尚注射料及注射濟票交付料金は一頭について百八拾圓です。（印鑑持參）

お米の配給

端境期を前にして全國的に米の需給調整が困難となつて參りました。本縣では二十日分の配給です。前月分で殘つて居ても當月分受取ることが出來ますから受配については充分注意して打切り等のないよう願います。

在外公館等借入金確認請求書の受付

「在外公館等借入金の返濟の實施に關する法律」により在外公館等、借入金整理準備審査會法の一部が改正せられ、本年六月三十日迄在外公館等借入金確認請求書を受付けすることになりましたから、未だ請求して居らない方がありましたら至急請求下さるよう願います。（教育民生課）

・・・養豚者御用心・・・

豚コレラが西郡十三村、館岡村に發生して居ります非常に傳染が速い病氣ですから養豚者各位には御用心下さい。予防注射の濟まない豚はすぐ役場に届出るか獸醫さんで注射して下さい養豚者皆様の御協力を望みます。

公民館だより

昭和二十四年六月十日社會教育法が制定されたのであるが、その法規の内容は公民館法ともいふべきもので、大部分は公民館に關する法規であつたのであり、それ以來公民館の設立は非常に强化されて現在は北郡だけでも九町村で十一館の公民館があり、更に建設しようとしている町村もあつて喜ばしい現象だと思つている。即ち制度は整備されたが元來學校教育や家庭教育と違つて一定の對象もなく、資材方面も広範圍であり、時間等も確立していないので非常にむずかしい仕事であるということは解つて來たが、町村をよりよく伸展させるためには是非共必要な事業であると考へ當町發展のため一生懸命やつているのである。

丁度今月は年度初めの事であるので二十七年度に於ける主なる行事の内容を若干申し述べると、先づ一般町民のために珠算の利用を會得してもらいたいと思ふて商工會議所の協力の下に近く檢定制度を實施してみたいと思ふている。

次は書道の練習であるが現在は男女少年達が毎回百人近く來館して、練習している。こういふ技能は若い時代に練習しておくことが必要であると考へるのである本年是非入れてみたいと思ふものに和讃御詠歌の大會であるが大体旧のお盆に實施したいと考へている。その他一年を通じて行ふ事業としては、夏季大學講座及び、冬季大學講座、永福神社を中心として大文學の奉納による菅公祭十一月三日に飾る菊花大會等と考いているが、何れにしても町發展のためであるから町民の御協力を希望しているのである。

戸籍の窓

（五月中のこと）

△出生

小田桐彦四郎	長女	清子	下平井町
眞藤四三五郎	四女	友子	大町
太田清三	三女	よし子	田町
佐藤善藏	二女	友有子	錦町
長尾勝衛	二男	勝尚	末廣町
齊藤茂雄	二男	大	寺町
成田善造	長男	善光	岩木町
外崎源次郎	二男	浩二	旭町
島谷豊三郎	二男	茂美	川端町
三上幸雄	長男	悦一	田町
岩谷誠一	長男	宏明	旭町
吉村栄	二女	眞知子	田町
高橋重義	長男	知幸	本町
高松喜三郎	長女	幸代	弥生町
角田昭三	長男	辰昭	弥生町
小田桐政治	長女	田夏	幾島町
三上行夫	二男	辰雄	布屋町
春藤石藏	二男	誠志	下平井町
中村孫六	二男	浩治	東町
境谷豊三郎	長男	正敏	寺町
境谷鉄彌	長女	信子	岩木町
小田桐一雄	二女	陽子	元町
三上虎夫	長男	久夫	川端町
齊藤栄	長男	賢造	本町

▲死亡

池淵サキ（五八）		柏原町
成田敏（三三）		榮町
福原こま（七一）		上平井町
蒔苗文男（三四）		幾島町
工藤忠吉（六〇）		中平井町
小田桐惣一（三三）		榮町
山川竹三郎（六一）		田町
成田善造	長男 善光（〇）	岩木町
平山栄造	長男 恒男（二）	新町

五所川原町職員互助会誕生

久しく考いられて居た五所川原町役場職員の慶弔、災害時等に於ける相互援助親睦を計る爲めの組織として五所川原町職員互助會が去る五月十日を以て誕生した。これによつて一層町職員の隔合親和が緊密となり職責に邁進し得るものと思われる。

編輯後記

初夏だ…もう閑古鳥も訪れ、農村では今田植で忙しい毎日ですが町報を是非見て頂きたいのです。田植が終る頃より梅雨期に入り、毎日のように雨降り続き又ひどく蒸し暑い季節となります。梅雨期に入ると身体が弱まり、反対にばい菌の繁殖がよくなつて、夏季傳染病が発生しやすいから衛生には特に御注意下さい。

町報もお蔭で第三号を発刊する運びとなりました。

今月は特に皆様に大切な住民登錄法制度について、準備等の関係で是非知つて頂くため十二日を発行日としました。

住民登錄は市町村としても、重要な業務であり調査員が、各世帯を伺う際は一人洩れなく、登錄してよく指示をうけ御協力を願います明るい町政展のため、町行政について質疑事項等ありましたら御寄稿下さい。

皆様の御健康を祈ります。